

平成25年分

(平成 年 月 日開催分)

(その1)

会計	繰越	検算	転記		
⑨	⑨	⑨	⑨の⑨		

(フリガナ)

収支報告書

1 政治団体の名称

〒 557-0034

2 主たる事務所の所在地

3 代表者の氏名

4 会計責任者の氏名

しゅりゅうかい

酒柳会

大阪市西成区松1-1-4

熊谷 志保

藤井 都

事務担当者の氏名

(電話)

(電話)

熊谷 志保

03-5275-3300

資金管理団体の指定の有無



有



無

公職の種類

(現・候)

資金管理団体の届
出をした者の氏名

(選挙区)

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体公職の候補者
の氏名

柳本 卓治

公職の種類

参議院議員(現・候)

資金管理団体の指定の期間

平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

区分	団体コード	年分	異動	届出年月日	国会議員 団体区分	解散年月日	告示用コード
		H		H		H	

218990

15 18
0 2 0 0

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

	19	22	83	94
収 入 総 額	0	1	0	0
(前年からの繰越額)	0	2	0	0
(本年の収入額)	0	3	0	0
支 出 総 額	0	4	0	0
翌 年 へ の 繰 越 額	0	5	0	0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

	19	22	83	94
金 額	0	6	0	0
員 数	0	7	0	0

(2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分	REC No.	金 額	備 考
	19 22 83	94	
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0	8	0
(う ち 特 定 寄 附)	0	9	0
(イ) 法人その他の団体からの寄附	1	0	0
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	1	1	0
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	1	2	0
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	1	3	0
イ 政 党 匿 名 寄 附	1	4	0
合 計 (ア+イ)	1	5	0

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無					
資 産 等 の 項 目 別 区 分			有	無	備 考
01	ア	土 地	☐	☒	
02	イ	建 物	☐	☒	
03	ウ	建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
04	エ	取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産	☐	☒	
05	オ	預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
06	カ	金 銭 信 託	☐	☒	
07	キ	有 価 証 券	☐	☒	
08	ク	出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
09	ケ	貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
10	コ	支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
11	サ	取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
12	シ	借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 26 年 5 月 29 日

政治団体の名称

酒柳会

会計責任者の氏名

藤井 都



解散の場合のみ下欄を記入すること

(代表者の氏名)

(備考) 1 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

2 「(代表者の氏名)」欄は、解散の場合のみ記入すること。その場合、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

政治資金監査報告書

政治団体 酒柳会

代表 熊谷 志保 殿

平成26年5月24日

登録政治資金監査人

藤本正人 

登録番号 第2989号

研修修了年月日 平成21年10月30日

1. 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、政治団体 酒柳会の平成25年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、政治団体 酒柳会の主たる事務所において行った。

2. 監査の結果

私は実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。
なお、政治資金監査の対象期間においては、政治団体 酒柳会に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

政治団体 酒柳会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また政治団体 酒柳会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても同様である。

以 上